

令和2年度山梨県精神障害者の障害特性と支援技法を学ぶ基礎養成研修実施要項

1 目的

障害者総合支援法における相談支援事業所に勤務する相談支援専門員、福祉サービス事業所に勤務する支援員、行政等に勤務する保健師、山梨県精神保健福祉協会に入会する新任精神保健福祉士等を対象に、精神障害者の特性に応じた支援を学ぶ機会を提供することを目的とする。

なお、本研修は、指定特定相談支援及び指定障害児相談支援の報酬における「精神障害者支援体制加算」の要件となる研修として、山梨県が認める研修です。

2 実施主体

山梨県精神保健福祉士協会

3 日時

令和2年10月31日（土） 午前9時45分～午後4時20分

4 場所

山梨県福祉プラザ 4階会議室（甲府市北新1-2-12）

※三密を避け、感染予防対策には十分配慮いたします。

5 研修内容

別添プログラムのとおり ※一部講師はオンラインでの講義になります

6 受講対象者

- ① 山梨県内の指定特定及び障害児相談支援事業所の相談支援専門員
- ② 山梨県内の障害福祉サービス事業所に勤務する生活支援員、世話人等
- ③ 山梨県内の行政機関に勤務する保健師、社会福祉士等
- ④ 山梨県精神保健福祉士協会に入会する新任（実務経験1～5年）精神保健福祉士
- ⑤ その他、当協会が必要と認めた者

7 定員 20名

定員を超えた申し込みがあった場合、参加を制限させていただくことがあります。

8 受講料 5,000円（当日、受付でお支払いください）

ただし、山梨県精神保健福祉士協会員は2,000円

9 受講申し込み方法

以下の【必要書類】を申込期限までに FAX で事務局までお申し込みください。FAX 番号はお間違えのないようにお願いします。

【必要書類】	【留意点】
受講申込書（別紙）	* 受講申込書に必要事項をもれなく記載してください。 * 一所属につき 1 枚でお申し込みください。複数人数の申し込みを行う場合は優先順位をおつけください。

10 申込期限

令和 2 年 1 0 月 2 1 日（水）必着

11 新型コロナウイルス感染症に関する対応

- ・新型コロナウイルス感染症の流行状況により、研修内容の変更や中止をすることがあります。
- ・当日は、手指消毒、マスクの着用、検温をお願いします。
- ・発熱、風邪症状（咳やのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状がある場合は、受講を見合わせていただきますようお願いいたします。

12 その他

- ・申込み後、都合により参加できなくなった場合は、速やかに事務局へご連絡ください
- ・昼食は各自でご用意ください。
- ・次の項目に該当する受講者には修了証を交付しませんのでご注意ください。

* 特段の理由なく自己都合により欠席または 2 0 分以上の遅刻、早退、離席があった場合。 * 申込内容に虚偽があった場合。 * 受講態度が著しく悪いと認められる場合。
--

13 事務局（問い合わせ先）

山梨県精神保健福祉協会 教育研修部 担当（弘田）

（連絡先） 山梨県立精神保健福祉センター 甲府市北新 1 - 2 - 1 2

TEL 0 5 5 - 2 5 4 - 8 6 4 4 / FAX 0 5 5 - 2 5 4 - 8 6 4 7